

社労業務の  
係より

「労基署から労働条件に関する調査をすると言ってきた…就業規則や時間外労働の協定届等を持参せよとなっているが、どう対応すれば?」

とA社から相談がありました。

A社は経審と社

労をまとめて相談できるコンサル契約を当事務所と結んでおられますので、社労士がさっそく対応する事に…。まず①調査が労働者からの直訴によるものか

②調査の主目的は何か

「許可の更新時期が迫っているが前回頼んだ若い人が今回は出来ないと言う」(S社)「経審の手続きを頼んでいた人が高齢で出来なくなった…」(K社)「福岡に本社のある大臣許

可業者だが大分県に支社があるので県外業者と

しての県入札申請をして欲しい、お宅は有名なので」(N社)…と年明けに3社から新規の依頼がありました。S社は顧問税理士を通して、K社は以前他社の件で当方を知っていた、N社はネットか口コミで知

「労基署から労働条件に関する調査をする」と言ってきた…就業規則や時間外労働の協定届等を持参せよとなっているが、どう対応すれば?」

**届出して36協定労働者1人いますか36協定でも必要!!**

③今回対象となる会社の規模や業種は…?といった事を監督官に会って確認。次にA社に出向いて提示書類の点検と準備…。こうした調査でよく指摘されるのは36協定と届け出なしでの残業です。

労基法36条に基づく労使協定でサマ協定と呼ば

れ1日8時間、週40時間を超えた時間外労働をさせる場合、必要に…。違反すると6ヶ月以下の懲役か30万円以下の罰金!「知らんかった」では済みませんので十分な注意が必要です。



**ありがとうございます新規の依頼今年もごぞいします!**

られたのか?…いずれにしても新年早々新しい依頼をお受け出来る事は本当に有り難いことです。複雑な手続きを間違いなく進め、依頼者の不安や不便や不慣れに少しでもお応

え出来たら、そして喜んで頂けたら幸いです…職員一同、力を合わせて頑張ります。お知らせです。市外から当方へは市内料金並みのIP電話を利用するのがお得です。IP同士なら無料にも

許可認可  
係より

市外から当事務所への電話は、3分11.34円のIP電話=050-3626-3645へ!